

## 令和2年度 第2回 青森県地球温暖化対策推進協議会

日時：令和2年11月10日（火）

10：30～11：30

場所：ラ・プラス青い森 2階 カメリア

（司会）

定刻となりましたので、ただ今から「令和2年度第2回青森県地球温暖化対策推進協議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、青森県環境生活部長の佐々木から御挨拶申し上げます。

（佐々木部長）

環境生活部長の佐々木と申します。

本日はお忙しい中、またこのように雪が降ってお足下が悪い中、お越しいただきましてありがとうございます。

皆様には、日頃から本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。

また、本日、新型コロナウイルス感染症の感染予防策をとっての開催ということで、御理解をいただきましてありがとうございます。

さて、このように雪が降った中ではございますが、2か月ばかり前を振り返っていただきますと、今年は非常に暑い夏だったというふうに感じております。

そもそも、冬からして、雪が殆ど降らない、積もらないというのは、青森にとっては信じられないような1年となったわけでございますが、夏ですと、東日本では、8月の平均気温が終戦の翌年、1946年に統計が開始されたということですが、それ以降、最高の気温ということでございました。

本県でも、月の平均気温が殆どの地点で平年を上回っておりまして、また最高気温が35度を超える猛暑日も八戸市、三沢市などで観測されております。

今後、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇していくとされております。既に現れている、あるいは将来予測される気候変動に伴う影響にしっかりと備え、そして適応していくということが一層重要だと考えております。

今般、菅総理大臣が所信表明演説におきまして、我が国の温室効果ガス排出量を2050年までに全体でゼロにするという目標が示されました。

本県におきまして、温室効果ガス排出量削減に向けました緩和策を一層推進するとともに、しっかりと適応策に取り組み、地球温暖化対策を総合的に推進する必

要があると考えております。

本日の会議では、前回に引き続きまして、青森県気候変動適応取組方針の案について議題とさせていただきます。

これまでに皆様から頂戴いたしました御意見ですとか、新たに国の方で示されました気候変動影響評価報告書の内容等を勘案したものということでお示ししております。

本日は限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議時間を1時間とさせていただきます。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

本協議会設置要綱第5第2項の規定に基づき、ここからの議事進行は会長をお願いいたします。

神本会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(神本会長)

おはようございます。

これから、いろいろ審議していただきますが、ただ今、部長の方からもお話がありましたとおり、前回、皆様から貴重な意見を沢山頂戴いたしました。それを踏まえての案が示されているわけではございますが、今日も時間が限られておりますけれども、前回同様、忌憚のない意見を頂戴できればと思います。

議事は1つだけではございますが、早速、青森県気候変動適応取組方針(案)について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、まず資料1、青森県気候変動適応取組方針の本体の説明に先立ちまして、適応に係る国の動きと県の対応について簡単に御説明いたします。

資料1「気候変動影響評価(第2次評価)に基づく県取組方針の修正について」を御覧ください。

平成27年、国は気候変動適応計画の策定にあたりまして、気候変動が日本にどのような影響を与えるのかをまとめた影響評価、第1次評価を行いました。現在、2回目の影響評価となる第2次評価が行われており、今年9月に新しい報告書案が示されたところです。

第1次評価時に比べて、参考文献が増加したこと等により、各分野・項目の重大性、緊急性、確信度などが変更されています。

主な変更点は、中段の2にまとめました。

以上を踏まえ、本県が現在策定中の取組方針についても、庁内で各項目の再調査を行い、本日示す方針案で結果をまとめております。

詳細はそちらで説明いたします。

なお、第2次評価の正式な作成は、今年12月を予定とされており、まだ内容が変わる可能性があります。添付している資料1参考は、9月の国の小委員会資料から抜粋したものです。後程御覧ください。

資料1については以上になります。

続きまして、資料2、資料3について御説明いたします。

資料2が取組方針案、資料3が前回の協議会で委員からいただいた意見への対応ということでまとめているものになります。

資料3につきましては、資料2の説明と並行して随時説明させていただきます。

それでは、まず資料2の取組方針案の方を御覧いただきます。

前回の協議会でお示しした取組方針の素案から修正ですとか、整理した部分を赤字で今回示しております。

今日の説明では、大きく変わった部分等を中心に説明させていただきます。

まず、2枚めくっていただきまして、1ページ目「はじめに」から6ページ目の「第2章 取組方針の基本的事項」、ここまでにつきましては、素案の段階から読みやすくするように記載内容を追加したり、構成を一部入れ替えたりというような修正をしています。中身につきましては後で御覧いただくという形で、何点かポイントだけ御説明いたします。

4ページを御覧ください。

あと、資料3も併せて御覧いただければと思います。

資料3の表のNo.1、1つ目の委員からの御意見ということで、適応策については、マイナス面だけでなく、プラス面もあるということで、青森県のオリジナリティとして入れてはどうか、という意見を前回協議会でいただいております。その御意見を踏まえた形ということで、資料2の4ページの一番上の行、ここは「3 緩和と適応」の最後の行になりますが、「なお」ということで、「適応」は被害の回避・軽減のみならず、ある観点からは、好影響を増進させる対策も含むということで、プラス面も持っているということをここで表現しています。

とりまとめとしては、これはプラス、これはマイナスといった区別をせず、それぞれの適応策ということで整理しています。

この他の適応策については、16ページ以降の方で改めて説明させていただきます。

続いて、6ページを御覧ください。

6ページは、「第2章 取組方針の基本的事項」ということで、素案の段階では、「取組方針の趣旨」というタイトルで位置づけですとか、取組期間について記載していたところですが、今回、新たに「1 策定の意義」と「4 取組方針の進め方」を追記しております。

「1 策定の意義」としましては、2段落目以降になりますけども、現在取り組んでいる適応策については、更に推進していくということ。また、現時点では、特段の対応がない分野においても、今後、適応の考え方を組み込んでいくことが必要であるという形で示しております。

また、今回、このように整理することで、情報提供に資するということも期待しているということを記載しております。

「4 取組方針の進め方」につきましては、元々、青森県地球温暖化対策推進計画におきまして、適応に係る今後の方向性について、ここに記載されている①から③の3つの点を検討することとしていました。

今般、これら3点について検討した結果を踏まえて、以下のとおり進めていきますということで、それぞれについての対応を記載しております。

続きまして、7ページから11ページには、第3章ということで、「本県の気候の現状と将来予測」ということで記載をしております。

こちらの第3章に関しましては、資料3のNo.2を御覧ください。

気象に関するデータは、RCP8.5シナリオに基づいたものに置き換えると、より危機感を強められると思う、という御意見をいただいておりますので、そちらを踏まえて、一部、データを差し替えております。

具体的には、8ページ、気温の将来予測になりますけども、こちらのグラフ図3-3、3-4を差し替えております。

また、10ページをお願いします。

10ページの大雨の発生回数の将来予測、こちらにつきましても、図3-7、図3-8を差し替えております。

なお、図3-7のタイトルは「降水量ごとの年・季節別発生回数の変化」となっておりますが、こちらは「短時間降雨ごとの…」が正しいという御指摘をいただいておりますので、後で修正いたします。

グラフの差し替えとしては、11ページ一番下のグラフになります。年降雪量及び年最深積雪の将来予測、こちらの図です。

図3-12とありますが、正しくは図3-11になります。こちらも修正いたします。

続きまして12ページを御覧ください。

1ページまるまる新たに追加したページとなっております。

解説ということで、RCPシナリオについてになります。

RCPシナリオは、先程の気象の将来予測に使われている二酸化炭素の排出シナリオになるんですけども、こちらについての説明を追加しています。

IPCC第4次報告書で選択された4つのシナリオ、RCP2.6から8.5の4つがあるということ。あと、それぞれのシナリオに対する、平均気温の上昇について説明を加えております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページからは、「第4章 本県における適応策」ということで、まず、1ポツが「1 国の気候変動影響評価」ということですが、資料1の説明でもあったとおり、今年の9月に第2次評価となる気候変動適応評価報告書が示されたということがありますので、その概要を追記しています。

第2次評価では、科学的知見が充実したことで、評価項目、小項目になりますけども、これが細分化されたということ、重大性や緊急性の評価ができるようになった項目、確信度が向上した項目もありました。

また、重大性の評価の一部では、排出シナリオ別の評価も実施しています。

全体の評価結果としては、小項目が全部で71あるうち、重大性について、特に重大な影響が認められると評価されたものが49項目、緊急性が高いと評価されたものが38項目となっている状況です。

中段の四角で囲んでいるところにつきましては、評価の観点ということで、重大性、緊急性、確信度、この3点についてそれぞれ項目ごとに評価をしているんですけども、それらの評価、具体的にどのような場合にどういった評価になるかということを追記しています。

前回、素案で示したのものに関しましては、第1次評価に基づいて選定しておりましたが、今回、第2次評価が示されたということで、新たに追加された項目等もございましたので、改めて庁内に照会をして、追加された項目についても適応策に該当するものがないかということを確認した上で記載しております。

その結果が14ページ、15ページの表になります。

こちらの表の整理にあたっては、こちらから意見をいただいております。資料3のNo.3、国の計画と県の取組方針を照らし合わせて、国の計画を網羅した上で、本県のを分かりやすく表記できないか、という意見をいただいておりますので、今回、この表を作成するにあたりましては、まず、国が示した小項目を全て記載したうえで、青森県が取組項目として選定したものを、オレンジ色で着色して示しております。

表の中、赤字で書かれている小項目が幾つかありますけども、こちらが第2次評価で追加された項目となっております。

また、一番右の2列、県の取組項目ということで黒マル、ないし赤マルが付いている列がありますが、赤マルにつきましては、今回、第2次評価を受けて、庁内に再照会した際に新たに意見が出ていた項目となっております。

その他、表に関して追記された内容としましては、15ページの「4 自然災害・沿岸域」、こちらのところの一番上に「共通」という項目を追加しています。

この分野に関しましても、個別の分野の対策もありましたが、元々青森県が地域防災計画等に基づいて自然災害全般で対策をしているということで、「共通」という形で全体的な対応をしており、その上で個別の対策についても、赤マルについては記載させていただくといふふうに整理をしているものになります。

その他としては、その「4 自然災害・沿岸域」の一番下にある、複合的な災害影響、これと表の一番下、「8 分野間の環境の連鎖」に関して、国の影響評価第2次のところ、米印を記載しています。こちらの2つの項目につきましては、今回、国の第2次評価で新たに示された概念ということで、国の方でも、この2つの項目については、重大性、緊急性、確信度、これらに基づく評価は行っていないということで、米印を付けたうえで表の下に重大性、緊急性、確信度の評価は行っていない、というふうに記載をさせていただいております。

今回、2回目の庁内調査の結果、項目数としては、国が全体で8分野、32大項目、71小項目に対して、県としては7分野、21大項目、38小項目について適応策があげられた状況です。

16ページ以降は、個別の適応策に関する紹介となっております。

こちらに関しての大きな変更点としましては、挙げられた影響や適応策のイメージをしやすくするため、提供可能であるものに関して写真をいただいて掲載することとしております。

写真の見せ方について調整中で、大体このようなイメージで写真が記載されることとなります。

また、17ページ、緑の枠で「コラム」の欄を付けております。コラムは全部で3つ掲載する予定しています。関係課に内容の記載内容を確認している最中ですが、農業分野と漁業分野、自然生態系の分野に関するコラムを掲載する予定です。

記載の内容につきましては、軽微な修正のほか、新たに追加されたもの等ありますので、大きなところを中心に説明していきます。

まずは、20ページを御覧ください。

20ページの下の方ですね。⑫番ということで、「沿岸域・内水面漁場環境等」という項目になります。

この項目に関しましては、素案の段階では湖沼漁業という名前で県独自の項目としてあげておりました。湖沼の富栄養化が進むといった内容に対する適応策を書いていたのですが、今回、第2次評価におきまして、この「沿岸域・内水面漁場環境等」という項目が新たにできましたので、こちらに統合した上で更にここに記載される内容も照会したところ、磯焼けが発生しているということ、また、この磯焼けの場には、空ウニが多いということで、ウニの漁獲量が減少するといった影響が出ているという意見が新たに挙げられました。

また、それに対する適応策として、21ページになりますけども、空ウニへの給餌技術の実証もするなど、現状の適応策等について意見をいただいているところです。続きまして、22ページをお願いします。

中段の大項目、水資源の⑩「水供給の地下水」について、新たに記載しています。続いて、25ページをお願いします。

こちらは、自然生態系の分野になります。大項目、沿岸生態系の⑭番「温帯・亜寒帯」、あとは下の下段になります。大項目、生体系サービスの⑳「沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等」ということで、こちらに関しては、先程⑫番の方で説明しました磯焼け、空ウニの話、こちらが、⑭、⑳に書こうとした内容となっていますので、再掲という形で改めて書いております。

また、沿岸生態系の記載に関しましては、前回、委員から沿岸生態系でも影響を受けているものはあるのではないかという意見をいただいておりますので、そちらも反映させる形になっています。

26ページをお願いします。

自然災害・沿岸域につきまして、まず共通の取組を書いています。こちらに関しても、委員から意見をいただいております。

資料3の5番目になります。

豪雨に関連して、危険な地域に住んでいる人がおり、その中で十分に避難できる人はいいけども、そうでない方もいるということで、取組方針の中にそういった方に対する対応を書き込んだらどうか、という意見をいただいております。

それを踏まえまして、地域防災計画を確認したところ、要配慮者への安全確保といった項目が災害予防計画として記載がありましたので、それが分かるような形として、共通の取組、適応策の1つ目のひし形の4行目ですね。要配慮者の安全確保等の各対策を講じているということで例示するような形で記載しました。

また、防災計画の全体像が分かるよう、構成を赤字で追記しています。

続きまして、28ページを御覧ください。

上段に青枠で「解説」として、「複合的な災害影響について」ということで記載しております。

先程の14ページ、15ページの表のところでも御説明しましたけども、国の方で新たに出した概念ということで紹介しております。

次の変更点、隣の29ページをお願いします。

変更分野の大項目「その他」ということで、⑳「温暖化と大気汚染の複合影響」、新たに第2次評価で示された項目ですけども、庁内での照会結果を記載してあります。

次のページ、30ページをお願いいたします。

国民生活・都市生活の分野ということで、一番最後、㉔番「県民・事業者等への普及啓発」という項目につきまして、こちらの普及啓発関係につきましても、前回の協

議会で委員から御意見をいただいております。資料3の6にまとめております。

県民への周知や啓発が大事だということ。また、教育現場に対しての考え方を落とし込んでいく手法や検討する場が必要だというような県民等への普及啓発に関する御意見をいただいたものになります。

こちらに関しては、今年度、作成した適応についてのパンフレットや、県で実施している「出前トーク」、「環境出前講座」といった環境教育を実施しておりますので、その中でも適応についての解説をしていくということで記載しています。

隣の31ページにつきましては、28ページと同様に新しく国の方で定義した概念である、「分野間の影響の連鎖」について、こちらの解説ということで報告書から引用する形で紹介しております。

これらの2つの内容につきまして、国がまだ具体的な評価を行っていないということで、県の方でも評価という形では行っておりませんが、こちらに関しては、今後、評価をしていくこととなるものと考えています。

最後のページ、32ページをお願いいたします。

第5章、取組方針の推進体制ということで、こちらは、推進体制を「1 進行管理体制」、「2 実施体制」、2つに分けて記載しております。

進行管理体制につきましては、適応策の取組状況を毎年度把握していくということ。そして、本協議会の場でそれを共有するとともに、庁内においては、知事を本部長とする「あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部」において部局横断的な取組を推進していくという形で進行管理を行っていくものにします。

実施体制につきましては、地球温暖化推進計画での実施体制と同様の形態として、こちらの(1)「もったいない・あおもり県民運動推進会議」による推進、また、(2)関係機関との連携・協力という形でそれぞれの関係機関と協力していきながら、緩和だけでなく、適応を推進していくという形で実施体制として整しております。

駆け足になりましたけども、説明は以上となります。

(神本会長)

ありがとうございました。

それでは、早速ですけども、質疑に入りたいと思います。

御意見も頂戴したいと思いますので。いかがでしょうか。

私の方から1つ確認させていただいてよろしいでしょうか。

本県における適応策というのが13ページからあって、表の中に県として取り組む項目というものが提示されていて、16ページから、例えば、大項目「農業」というところであれば、影響と適応策ということでいろいろ項目があります。

国の方も検討すればするほど、いろんな項目が出てきている状況です。県で挙げておられるこれらの項目は、今やられているものなのか、これからやるということ



を意思表示したもののなのか、あるいは、そういうものの中から幾つか拾ったものなのか。その辺の意味合いを御説明いただければと思いますが。

(事務局)

資料の16ページを御覧ください。

一番上のところ、「なお」ということで、影響について、白マルが現状のもの、黒マルが将来。適応策についても、シロ抜きのひし形が既存の施策、黒いひし形が今後の方向性ということで記載しています。

各課からいただいた意見として、シロ抜きのひし形は、現在までに行ってきた適応策に該当する施策ですということ。また、今後の方向性ということで、これから検討していく内容も含まれますけども、これから先、影響を見越して、こういった対策が必要だということで検討しているもの、ということで今回、取り上げさせていただいております。まとめております。

(神本会長)

ありがとうございました。

それでは、皆様、御意見、御質問いかがですか。

小林委員、どうぞ。

(小林委員)

現計画のところが出たので、ちょっと細かいところなんです。

これからまた再調整があると思うんですが、農業のところでは気になったところがありますので、述べさせていただきます。

16ページの①水稻のところ、適応策、ここに病害抵抗性ですとか、斑点米カメムシの対策のことが書かれていますが、影響のところにはこれらの記載がなく、後の方を見ると、⑥病虫害・雑草という項目があり重複して記載されていますので、この水稻のところの病害抵抗性とか斑点米カメムシは病害の方にまとめた方がいいのかなと思いました。

それから、病虫害、雑草のところ、内容が病虫害のことになっていて、雑草のことに触れられていないんですが、雑草は、実際、暖地型の雑草が入ってきて、それが品質低下とかに影響しているという現状もありますので、雑草についても盛り込んでいただきたいなという希望です。

ちょっと細かい話ですが、お願いします。

(事務局)

検討させていただきます。

(神本会長)

ありがとうございました。  
他にいかがでしょうか。  
はい、どうぞ。

(大黒委員)

今回の取組方針案を見まして、勿論、素案の段階に比べれば、図表も大変分かりやすく示されていて、非常に読みやすいものになっているというふうに感じました。

1か所だけ、これはどこの図、どこのことを言っているんだろうとパッと分からなかったのが、11ページの図番を修正された3-11で、ここはどこのエリアのことを言っているのかということを一つ、質問させていただきます。

それから、6ページのところで、取組方針の進め方ということで、①、②、③というふうに書かれていて、PDCAサイクルのP、D、Cくらいまでは、きちんとある程度書かれているのかなと思いました。それに対応するものとして、最後の32ページの取組方針の推進体制というところを見ますと、何かPDCAのうちのCとAの部分が、記述が足りないのではないかなというふうに感じました。

その辺のところを、ちょっと現状でどういった方針なのか、特に32ページにもし追記されるような内容があれば教えていただきたいと思っています。

(神本会長)

事務局の方からお答えをお願いします。

(事務局)

まず最初に11ページのグラフに関して、下の図3-11ですよね。

こちらは、青森県全体の平均の値ということになっております。

32ページの方で御指摘いただきました、PDCAのCAですが、基本的にこの協議会におきまして、現状を御報告させていただいて、御意見等をいただき、その後、ここに記載がありますとおり、県庁内では、知事を本部長とする推進本部におきまして、どのような対策をするかということ踏まえて、また次の取組に進んでいくということを考えてございます。

(神本会長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

今のことに関連して、私から1つ申し上げます。

この取組方針は、5年を目途に見直すというようなことが書かれていて、国の方もそうになっているんですね。適応策というのは、今日の説明にもあったように、

いろんな複合的な影響ですとか、分野間の影響の連鎖とか、そういうことも含めて非常に複雑で、評価がきちりしきれていないというところがあって、そういう評価手法もきちんと開発しながら適応策を考えていくというのが筋だと思うんですけども。

それを待っていたのでは間に合わないということで、いろいろやっているわけですよね。

P D C AのC Aのところがどうかということですが、5年を目途に方針を見直すのはともかくとして、何か新しい情報が入れば、それに応じた適応策といいますか、県の取組をやっていくというようなことが必要なのではないかなという気がいたしました。

(事務局)

おっしゃるとおりでして、取組方針を確定させていただいた上で、以降は状況を踏まえ、何をやっていくかということを工夫しながら進めていかなければならないと思いますので、御意見、承りたいと思います。

(神本会長)

その他、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、松野委員お願いします。

(松野委員)

松野といいます。

単純な意見というか、感想になります。

地球温暖化対策なんですが、今までは、北海道はなかなか米は取れない状態だったのが、ゆめぴりかが凄く美味しくなったとか言われて、段々、環境も変わってきているんですけども。その中で水稻でもいろいろ研究されて、新しい適応策が取られているということと。

あと、川中島の白桃ですよ、桃。桃は、普通、福島県ぐらいが適応しているということだったんですけども、実際、私も青森県の桃を食べてみたら、年々、美味しくなっているし、そういうことでは、いろいろ皆様の御努力が生活の中に実感できております。

従いまして、いろいろ策定していくということですが、大変なことに取り組んでいるなということで、感心して聞きました。

ありがとうございます。

(神本会長)

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

今、ゆめぴりかの話が出ましたけど、私、小学校の社会で、藤坂5号というのができて、青森県でもとれるようになったというのを随分聞かされて頭に残っているんですけど。

それは、寒さに強いものということで、今とは逆な話かもしれませんが。県としても、そういう取組を今まで随分やってきたということですよ。

(松野委員)

北海道のゆめぴりかが美味しくなったということでね、北海道のお米は、あまり美味しくないとはいって、私、小さい時、そう思い込んでいたんです。やっぱりそんなことで、いわゆる温暖化で環境がどんどん変わってきているということが、生活の中で大変実感できているものですから、県の方としても、先を見据えた御努力をなさっているなということで、単純に感動している状態です。

(神本会長)

他にいかがでしょうか。

もしよろしければ、産技センターの方でこういうことについて、どんなふうに行っているかということを中心に御紹介いただければ。

(小林委員)

それでは、産技センターの方の取組ですけれども。

今、お話に出たような、水稻の品種改良というのは、これまで耐冷性という、寒さ、冷害に強いお米を作るということでやってきていますが、温暖化の影響というのは、段々出てきていて、いろんな場面で影響が出てきています。

センターの戦略的な課題ということで、センター全体で取り組んでいくというような課題を設けていまして、その中の1つに環境変動に対応する技術開発ということでやっています。

主に農業分野であります、先程出た川中島白桃のようなものよりもっと晩生の桃とか、洋ナシとかが今後、できるようになるんじゃないかということで、そういうものの栽培、技術開発も進めています。

更に今まで出来なかったような新たな作物の導入の可能性の検討をしていました。

あと、適応策の中にも出てきていますが、これまでなかったような暖かい地方の病害、それから害虫、そういうものがどんどん北上してきているということもありまして、そういうものに対する技術開発だとか、今までないような夏の暑さ、秋の暑さがありますので、それに対応した被害の軽減策、それから品種開発というところで、できるだけ考えられるものを盛り込んでやるということに取り組んでいます。

(神本会長)

御紹介、ありがとうございました。  
他にいかがでしょうか。  
はい、どうぞ。

(今委員)

前回の協議会で出た意見を本当に全部網羅してくださって、本当に感謝しております。

また、今、農業とか漁業関係とか、そういうものに携わっていない一般の皆さんもいるわけですけども。例えば、蚊の問題、感染症、ヒトスジシマカの北上であるとか、アカイカがどれくらいまで来ているかまでは載せてはいないんですけども。

そういう一般の人が誰でも怖がる分野とかを、これからどんどん一般の人たちに啓発していくことも、とても重要になると思うんですよ。

やはり、この中にもありましたけども、各部局で横断的な取組をしていくということが、とても大事なことであると思うので、是非、その点を、ここに書かれてあるだけではなくて、実際の部分で、今までとは違う横断的な取組をして、本当に安全に防げているとか、実感できるようになればいいなと思いながら見えています。

つまらない話ですが、実際、私もこの前、我が家でゴキブリを見まして、今までゴキブリ出てなかったのに何で？と思ったら、やはりゴキブリも生息域が北上しているんじゃないかということを実感したり、それから、私も緑のカーテンってやっていて、そして、ゴーヤが一番やりやすいからってゴーヤをやっているんですけども。ゴーヤもその育ち方が全然違うし、それから我が家のゆずであるとか、そういうものもどんどん出来て、やっぱりこういうことなんだろうねって。本当にもう凄くいい、良くなっていく部分は、本当に皆で喜べるし、でもその反面、本当に怖い部分を皆で知っていかなければ、命を落とすことになったりするので、私もアースレンジャーでやらせていただいているんですが、もうちょっと考えていかなきゃいけないなと実感したところです。

いずれにしても、事務局の皆さん、作成本当にありがとうございます。

(神本会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。  
はい、どうぞ。

(渋谷委員)

ストップ温暖化センターの渋谷でございます。  
グラフが付いて、非常に見やすくもなっているかと思います。  
若干、グラフが小さいかな。もう少し大きくてもいいかなという気はします。

私も、ちょっと見えづらいところもあるのかなと。この辺は構図の部分なので、できる範囲でということだろうと思います。

このコロナの影響で、世界中で今、温室効果ガスが減少して、皮肉なことですが、それによって空気も水も綺麗になってきていて、今後、例えば、温室効果ガスがどんどん上がっていたのが、この2020年を機に一気に下がっているようなグラフが出てくるんだろうと。また、この先も今の状態、新しい世界というか、温室効果ガスが抑制された状態が、もしかしたら続くかもしれないです。本当に今回のコロナの1件というのは、地球温暖化という部分にも大きな変化をもたらしているんだなというふうに、今、感じていて、次回のこういう取組方針には、大きくまた変化が生まれるんだろうなということを感じました。

以上でございます。

(神本会長)

ありがとうございました。

適応策、緩和策、両方大事なんですけど、緩和策に係ることも御意見いただきました。両方含めて何かございましたら、もう少し時間がありますので。

はい、どうぞ。

(飯田委員)

青森公立大学の飯田です。

今のお話に刺激を受けて考えたことなんですけれども。

15ページの「6 産業・経済活動」についてです。

青森県の取組として出ているのは、エネルギー需給とレジャーというところですが、農業とかはイメージ湧きやすかったんですが、観光産業とかエネルギー産業で地球温暖化防止のために頑張っている企業とか取組とかをもっと目立たせることができるかなと。

冒頭にあった、菅首相の所信表明も欧米、世界でどんどんこういう取組をしないと、見下されちゃうよって、頑張らなきゃいけないんだというのがあって、青森県もこういう企業がリーディングカンパニーみたいなものがあるって、やっていますよというのを目立たせると、かなり意識啓発になるんじゃないかなと。

洋上風力発電のこととか、観光面でもいろいろあると思います。

先程の意見で出たような、コロナになって新しく出たものなので、今度、それがコロナが終息しても戻らないように、こういう地球温暖化対策のこともあるので、このことは進めていきますよというようなことが青森で見出せば、誇りに思わせるような見せ方ができるかなと思ってクローズアップしていただきたいと思いました。

(神本会長)

ありがとうございました。

その辺は、県の方もエネルギーの方の委員会もありますし、そちらでも検討すべき事項だと思います。政府が2050年に向けてネットゼロと言っているわけですから、そうすると、それが、単なる政治的なポーズに留まらず、本当に意志をしっかりと示しているんだということであると、当然、2030年の目標をどうするかということになると思います。原子力をどうするかというのが決まらないと、なかなかはっきりしませんけれども、その検討が始まっているわけですね。

そうすると、緩和策の方についても目標がもう少し高く設定される。さっき出ましたように、コロナでエネルギーを使わないと、23%という目標に近いところまでいっちゃっているんですね、直近では。ということは、省エネルギーももっと徹底的にやるとか、これもコストのかかることではありますけれども、いろんな見直しが入ってくると思うんですね。

ですから、先程から議論している適応策についても、まだどんどん情報が出てきて評価手法も固まってくると、それに柔軟に対応していくことを考えなくちゃいけないということがあって、適応策だけではなくて、緩和策も当然、そういう見直しが来年度以降、入ってくるのではないかなと思っております。

ですから、今回が今年度最後の協議会ですので、一応、そういうことも県の方によりしくお願いしたいということをお伝えして、時間になりましたので、今後のスケジュールを事務局の方からお話いただいて、というふうにしたいと思います。

お願いします。

(事務局)

当日配付資料1に基づいて説明いたします。

資料の中段、11月というところで、本日の協議会、開催させていただきました。

本日もいただきました御意見等を踏まえさせていただきますして、庁内の意見照会、最終確認を行ったうえで、12月にはパブリックコメント、それから市町村への意見照会を行いたいと思っています。

また、12月には青森県環境審議会がございますので、その中で取組方針案について報告、御説明した上で、必要な修正を行い、更に2月に開催される審議会で諮問答申という手続きをとりたいと思います。

その上で、最終的には、3月、今のところ上旬の予定ですが、庁内推進本部、知事が本部長であります「あおり低炭素社会づくり庁内推進本部」において、今回の取組方針を決定したいと思っています。

委員の皆様には、パブリックコメント開始時、また策定時、随時情報提供して参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。

それでは、特段の御意見がなければ、そろそろお時間ですので、これで事務局にお渡ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお渡しいたします。

(事務局)

神本会長、ありがとうございました。

そして、委員の皆様も貴重な御意見ありがとうございました。

本日の意見を踏まえまして、取組方針、きっちりと作成をさせていただきいと思っておりますので、引き続き御協力、御指導の程、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

それでは、これをもちまして、令和2年度第2回青森県地球温暖化対策推進協議会を終了いたします。

本日は御出席いただきまして誠にありがとうございました。